≪深谷市下水道指定工事店指定申請 提出書類一覧表≫

◎個人の場合(1から9までA4版で順に綴る)

- 1. 下水道指定工事店指定申請書(様式第1号)
- 2. 住民票(本籍の省略していないもの)
- 3. 履歷書(書式任意)
- 4. 市町村長発行の身分証明書(破産者関係等の確認)
- 5. 工事の施工に必要な機械及び器具の明細書 (様式第1号の2) (機械及び器具の写真を添付)、(リースの関係書類)
- 6. 営業所・店舗の平面図及び付近見取図(様式第2号) (店舗内・外の写真を添付)
- 7. 専属責任技術者名簿(様式第3号)
- 8. 登録を受けている市長等が交付した責任技術者証の写し
- 9. 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類(代表者の場合は不要) 【例 各種健康保険被保険者証の写し(国民健康保険を除く)、 賃金台帳又は源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書など】

◎法人の場合(1から11までA4版で順に綴る)

- 1. 下水道指定工事店指定申請書(様式第1号)
- 2. 代表者の住民票(本籍の省略していないもの)
- 3. 代表者の履歴書(書式任意)
- 4. 代表者の市町村長発行の身分証明書(破産者関係等の確認)
- 5. 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
- 6. 定款の写し(原本の内容と相違ないことを証明するという一文と社印が必要)
- 7. 工事の施工に必要な機械及び器具の明細書(様式第1号の2) (機械及び器具の写真を添付)、(リースの関係書類)
- 8. 営業所・店舗の平面図及び付近見取図 (様式第2号) (店舗内・外の写真を添付)
- 9. 専属責任技術者名簿(様式第3号)
- 10. 登録を受けている市長等が交付した責任技術者証の写し
- 1 1. 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類(代表者の場合は不要) 【例 各種健康保険被保険者証の写し(国民健康保険を除く)、 賃金台帳又は源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書など】
- ※添付書類は、過去3か月以内のものとします。
 - *指定工事店証交付時に指定工事店証交付手数料(新規登録)として、 10,000円が必要になります。

(お問い合せ先)深谷市環境水道部下水道工務課維持係048-577-7542

指定工事店の申請にあたっての注意

指定工事店として指定を受けるためには、以下の条件を満たしていることが必要です。必ず申請前にご確認ください。

■専属の責任技術者が1人以上所属していること

- ・責任技術者は、埼玉県下水道協会の試験に合格し、市等に登録していること。
- ・責任技術者は、他の工事店と兼務できません。

■レベル、スタッフ、点検用ミラーその他工事の施工に必要な設備及び機材を有していること

■埼玉県内に営業所又は店舗があること

・営業所又は店舗は、郵便及び電話により連絡がとれる状態にあること。

■個人事業主の場合は、以下の条件に該当しないこと

- ■法人の場合は、代表者及び役員が以下の条件に該当しないこと
- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者であって復権していない。
- ・ 責任技術者の資格を取り消されてから2年を経過していない。
- ・指定工事店としての指定を取り消されてから2年を経過していない。
- ※上記の条件のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある場合は、指定を受けられません。
- ※必ず、関連する法令、条例、規則等をよく読んで問題がないと判断したうえで 申請してください。

その他

- ・指定期間は、指定を受けた日の翌日から起算して3年を経過し最初に到来する 9月末までです。
- ・指定を受けた時は、関連法令、条例、規則その他市長が定めるところに従って 誠実に排水設備工事を施工してください。

(お問い合せ先)

深谷市環境水道部下水道工務課維持係 048-577-7542